

## 国民年金保険料の納付免除制度をご存知ですか

経済的な理由で国民年金保険料を納めることが困難な場合、申請により保険料の納付が免除、または猶予される制度があります。ただし、制度を利用するには、本人、配偶者および世帯主の所得制限があります。

### 申請期間

#### 【過年度分】

申請時点の2年1か月前の月分まで

#### 【新年度分】

7月1日～平成31年6月30日分

### 失業により免除を希望する方

申請期間中に退職をして免除を希望する方は、特例免除制度が利用できます。

### 免除した保険料は後から納められます

保険料を免除または猶予された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。しかし、免除などの承認期間が10年以内であれば、追納（後から納めること）ができます。

### 手続き

マイナンバーカード（あるいは通知カード）、または年金手帳と認印（スタンプ式不可）をお持ちのうえ、健康福祉課国保・年金グループまでお越しください。

なお、特例免除制度を利用する場合は、あわせて離職票などが必要となります。詳しくは、お問い合わせください。



問合せ 健康福祉課 国保・年金グループ

☎ 299-1756

## 「本人通知制度」登録をして不正取得を防止しましょう



### 本人通知制度とは

事前に登録されたご本人に関する住民票や戸籍謄抄本などを、本人の代理人や第三者に交付したとき、その交付した事実を登録者に通知する制度です。

これは住民票などの不正取得や町民の方のプライバシー、財産の侵害を防ぐためのものです。

### 登録できる方

町に住所、または本籍がある方

### 登録に必要なもの

認印（スタンプ式不可）、本人確認資料（運転免許証など）、委任状（代理人申請の場合）

※登録手続きは無料です。登録申請書は町ホームページからダウンロードできます。

問合せ 町民生活課 町民グループ ☎ 299-1754